

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学公益通報者保護規程

令和3年4月1日 規程第73号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報に関する事項について定めることにより、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公益通報とは、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則（令和3年規則第16号）第2条第1号に規定する職員若しくは委託又は派遣契約等により法人において就労する者（以下これらを「職員等」という。）若しくは過去1年以内に職員等であった者又は役員が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する場合における法人の役員、職員等について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次の各号のいずれかに通報することをいう。

(1) 法人

(2) 当該通報対象事実において処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。）をする権限を有する行政機関（法第2条第4項に規定する行政機関をいう。）又は当該行政機関があらかじめ定めた者

(3) 当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）

2 この規程において公益通報者とは、公益通報をした者をいう。

3 この規程において通報対象事実とは、法第2条第3項に規定する事実又は法人の諸規程等の違反行為をいう。

(窓口)

第3条 公益通報を受け付ける窓口、通報対象事実該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を総務経理課に設置する。

(通報の方法)

第4条 前条の窓口の利用方法は、電話、電子メール、書面及び面談とする。

(通報後の措置)

第5条 公益通報を受けたときは、速やかにその内容を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、必要に応じて調査委員会を設け又は職員等の中から調査員を指名して、事実関係の調査を行わせるものとする。

3 前項により調査を命じられた者は、調査結果を速やかに、理事長に報告するものとする。

(協力義務)

第6条 通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた者は、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(公益通報者の保護)

第8条 法人は、公益通報者（通報対象事実に該当するかを確認する等の相談を行うものを含む。以下この条及び第12条において同じ。）が公益通報（第2条第1項第2号又は第3号に定めるものに対する公益通報にあつては、法第3条第2号及び第3号並びに法第6条第2号及び第3号に定める保護要件を満たす公益通報に限る。）又は相談したことを理由として、公益通報者に対して解雇、労働者派遣契約の解除、損害賠償請求その他いかなる不利益な取扱い（役員を除く。）を行ってはならない。

2 法人は、公益通報者が相談又は通報したことを理由として、公益通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。

(個人情報保護)

第9条 法第11条第1項による指定の有無を問わず、公益通報を受け、並びに通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する者（以下「公益通報対応業務従事者」という。）又は、公益通報対応業務従事者であった者は、正当な理由なく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であつて公益通報者を特定させる事項及び関係者の個人情報を漏らしてはならない。

(通知)

第10条 法人は、公益通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(役員及び監事への報告)

第11条 通報された内容、調査の状況、是正措置及び再発防止措置等その他必

要事項を役員及び監事に報告しなければならない。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第12条 相談又は通報を受けた者(公益通報者の管理者、同僚等を含む。)は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(公益通報に該当しない通報に対する準用)

第13条 職員等並びに過去1年以内に職員等であった者及び役員以外の者からの通報については、この規程に定める公益通報の例に準じて取り扱うものとする。

(他の規程等との関係)

第14条 他の規程等により、通報、相談等の処理に関し特別の定めが設けられている場合は、当該規程等の定めるところによる。

(所管)

第15条 この規程の所管は総務経理課とする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月14日から施行する。